

令和8年度 山口県高度産業人材確保事業 奨学金返還補助制度

応募資格及び対象	次の①～③のいずれにも該当する者 ①応募時点で、奨学金の貸与を受けている者又は貸与の申請をしている者。 ②応募時点で、大学院修士課程(博士課程前期を含み、一貫制博士課程を除く。)の1年生で、工学研究科、理学研究科、農学研究科若しくは薬学研究科(これらに相当する研究科を含む。)に在籍する者。 ③大学院修士課程を修了した年の翌年4月末日までに製造業又は情報サービス業を営む企業の山口県内の事業所で就業することを希望する者
補助要件・金額	大学院修了後、山口県内の補助の対象となる企業で就業を始めてから12年間のうち、県内勤務で就業した期間が補助対象(最大6年間)。
応募書類配布先	山口県のホームページからダウンロードしてください。
応募書類提出先	山口県産業労働部産業人材課に直接申請してください。
応募書類提出期限	2026年9月30日(水)
備考	・推薦書は各自指導教員等に依頼してください。 ・詳細は山口県産業戦略部のホームページで確認してください。 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/255/202864.html